

船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の一部改正について

経緯

- ・平成25年6月のIMO第92回海上安全委員会において、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（以下「SOLAS条約」という。）及び同条約に基づく国際海上固体ばら積み貨物規則（以下「IMSBCコード」という。）の一部改正案が採択された。
- ・上記改正は、平成27年1月1日に発効されることとなっている。

改正の主な内容

1. SOLAS条約の改正事項（船員法施行規則の改正）

国際航海を行う旅客船等に乗船する旅客に対する避難のための操練を、出港前又は出港後直ちに行うこととする（船員法施行規則第3条の4関係）。

海員に対する閉鎖区域への進入及び救助に関する操練を、2か月に1回行うこととする（船員法施行規則第3条の4関係）。

2. IMSBCコードの改正事項（船員法施行規則及び船員労働安全衛生規則の改正）

輸送中の貨物のくん蒸を船員が行う場合、少なくとも8時間毎にくん蒸に使用したガスの濃度を測定することとし（船員労働安全衛生規則第71条関係）、その結果を航海日誌に記載することとする（船員法施行規則第11条関係）。

省令改正時期：平成26年11月下旬に公布、平成27年1月1日に施行予定